

国債補完供給の実務運用の変更について

日本銀行は、国債の市場取引や決済に係るストレス要因を緩和することにより、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債決済の円滑確保にも資する観点から、国債補完供給に関して、下記の措置を実施することとしましたのでお知らせします（3月23日以降に実施する国債補完供給より適用）。

記

1. 銘柄別の売却上限額の引き上げ

銘柄別の売却上限額を以下のとおり引き上げます。

	（午前オファー）	（午後オファー）
従来の取扱い	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または2,000億円のいずれか小さい額	左記金額から午前オファーでの売却額を除いた額
変更後の取扱い	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または4,000億円のいずれか小さい額	左記金額から午前オファーでの売却額を除いた額

2. 連続利用日数の引き上げ

同一銘柄を連続して売却^{（注1）}できる日数を以下のとおり引き上げます。

従来の取扱い	一のオペ先に対して同一銘柄を連続して売却することのできる日数は、原則として最長5営業日とします ^{（注2）} 。 —— 金融市場の情勢等を勘案して日本銀行が必要と認める場合は、延長することがあります。
変更後の取扱い	一のオペ先に対して同一銘柄を連続して売却することのできる日数は、原則として最長15営業日とします ^{（注2）} 。 —— 金融市場の情勢等を勘案して日本銀行が必要と認める場合は、延長することがあります。

（注1） 利回り競争入札を通じた売却を指します（再売却は含みません）。

（注2） 買戻日については、従来の取扱い（原則として売却日の翌営業日に買戻を実施（オーバーナイト供給））から変更はありません。

以 上

＜照会先＞

日本銀行金融市場局市場調節課

鈴木(03-3277-1234)、西澤(03-3277-0055)、足立(03-3277-1284)